

架空請求の対策は…?!

①こちらからは安易に電話しない！

自宅の電話や携帯電話から非通知にせず電話してしまうと、相手から脅迫の電話がかかってくることもありますので、こちらからは安易に電話しないようご注意ください。

②架空請求が来ても、支払わない！

架空請求によりお客様に支払させる方法は色々です。コンビニでプリペイドカードを購入させたり、現金を郵送させたりします。現金は後日一部返金するなどと言われたりしますが、決して返してはもらえません。

架空請求の全国の相談件数（右表）

年	相談件数
2016 年	約 8 万件
2018 年	約 20 万件

参考：（独）国民生活センター、
消費者庁、警察庁のホームページ

最近、利根町では「突然身に覚えのない代金の請求が届いた」というご相談が多く寄せられており、県内でも同様の相談が急増しています。このような請求は「**架空請求**」と言われています。

架空請求の手段はさまざまで電子メール、SMS（ショートメッセージサービス）、はがき、封書、電話などがあります。

文面に「明日までに支払わないと訴訟になる」「給料や不動産の差し押さえを強制執行する」などと脅し文句を記載し、お客さまに連絡させようとしています。

請求の内容の記載がないのも特徴で、公的機関と似たようなまぎらわしい名称を名乗るのは常とう手段です。

消費生活相談だより

〓 架空請求にご注意！ 〓

おかしいと思われたらご相談ください！

相談窓口 問い合わせ先

- ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前 10 時～午後 5 時（正午～午後 1 時の時間を除く）
☎ 6 8—2 2 1 1（内線 3 2 4）
消費生活相談員が、お電話でも匿名でもご相談をお受けしています。
- ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前 9 時～午後 5 時（日曜日は電話のみ）
☎ 0 2 9—2 2 5—6 4 4 5
- ③土曜日と祝日は、1 8 8（いやや・消費者ホットライン国民生活センターへ）
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

プレミアム付商品券の“特殊詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

商品券

消費税率の引き上げに伴い、購入対象の方（右記）向けに「プレミアム付商品券」が販売されることとなりました。

当該事業を装った犯罪が発生することも想定されますので、ご注意ください。

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府などが手数料などの振り込みを求めることは**絶対にありません。**
- 市区町村や内閣府などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、**絶対にありません。**
- 現時点で、市区町村や内閣府などが住民の皆さまの世帯構成などの個人情報を照会することは**絶対にありません。**

※ご自宅や職場などに、市区町村や内閣府の職員などがかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いた際は、最寄りの警察署や問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先 ①役場経済課 商工観光振興係 ☎ 6 8—2 2 1 1（内線 3 2 2）
②警察相談専用電話 # 9 1 1 0

購入対象者

- ①令和元年度の住民税が課税されていない方（課税者の配偶者および被扶養者、生活保護受給者を除く）
- ②年齢が 3 歳未満（平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日生まれ）のお子さまがいる世帯の世帯主の方



商工会だより

商工会各種事業のお知らせ

利根町内小学校グリーンカーテン設置事業を実施

今年で 6 年目となりました、利根町商工同友会が中心として行っている「利根町内小学校グリーンカーテン設置事業」。今年は 5 月 19 日（日）に、町内小学校 3 校で実施いたしました。これにより児童に少しでも涼しい中で授業を受けてもらえればと思います。

つきましては、商工会および協賛店にグリーンカーテン設置事業用の募金箱を設置しておりますので、趣旨ご賛同の上、募金のご協力をお願い申し上げます。



▲グリーンカーテン設置の様子

納涼花火大会募金ご協力をお願い

町内 11 店舗に納涼花火大会の募金箱を設置しておりますので、見かけたらご協力をお願いします。

設置店

（矢口商店・柳屋呉服店・ますだや・星保金物店・栄来軒・利根飯店・味よし・せんちゃん・魚信鮮魚店・とん幸・すずき鮮魚店）

▶納涼花火大会の募金箱



源泉税個別指導を実施

利根町商工会では、7 月に自計の会員を対象に個別指導を行います。

※源泉所得税は、税額の有無にかかわらず税務署および市町村の税務課へ、報告しなければならない事になっております。詳しくは、利根町商工会までお問い合わせください。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎ 6 8—7 4 1 7

【業務委託に関する留意点】

日本年金機構から民間事業者提供している個人情報は、ご案内を行ううえで必要となる保険料の納め忘れのある方の情報に限定しています。

民間事業者の訪問員がお客さまのご自宅を伺う際は、日本年金機構が発行した顔写真入りの身分証明書を必ずお客さまに提示いたしますので、身分証明書をご確認ください。

保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせをする場合は、送付されてきた郵便物などをご用意のうえお伝えください。

なお、**民間事業者の担当や訪問員が次の事項や要求を行うことは絶対にありませんのでご注意ください。**

- ① 保険料の収納業務に伴う現金のお預かりや領収書を発行すること。
- ② 年金手帳や年金証書、通帳やキャッシュカードなどをお預かりすること。
- ③ 訪問や問い合わせに対して手数料を要求すること。
- ④ 金融機関やコンビニエンスストアにおいて ATM 操作をお願いすること。



問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎ 0 2 9—8 2 5—1 1 7 0
自動音声案内に従って【2】→【2】をダイヤルしてください。

日本年金機構では、国民年金保険料（以下、保険料）の納め忘れがある方に対する電話や文書、戸別訪問による納付のご案内を民間事業者委託しており、利根町は「**日立トリプルウィン株式会社**」が担当しています。

日本年金機構は、事業の民間委託を通じて被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによって生じる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています